

平成29年12月28日

▼タイトル

高島市役所庁舎整備にかかる損害賠償請求事件の判決について

▼概要

平成29年1月10日付けで訴えのあった下記の損害賠償請求について、平成29年12月5日、大津地方裁判所において判決が言い渡され、今般判決が確定しましたので報告いたします。

記

事件番号等： 平成29年（ワ）第3号 損害賠償請求事件
原告： 采野哲平 外104名
被告： 高島市
請求の趣旨： 1、被告は、原告らに対し、それぞれ金3万円を支払え。
2、訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

訴訟の概要：

平成17年1月1日の町村合併により高島市を設置する際、事務所の位置を旧今津町とする旨の合併協定を受けた条例が定められていたにもかかわらず、被告の現福井市長が当該条例を故意に執行せず、さらに住民の意見を正確に反映できない形で住民投票を行い、その意見を利用して当該条例の改正案を提出してこれを可決させるという一連の不法行為を行い、これら不法行為によって、原告らに、合併協定の内容が反故にされて生じた精神的打撃や、遠方の市庁舎まで行かざるを得ない日常生活上の不利益に基づく精神的損害が生じているとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償として支払うことを求める事件。

判決： 1、原告らの請求をいずれも棄却する。
2、訴訟費用は原告らの負担とする。
※判決確定日：平成29年12月22日

▼問い合わせ先

○所属： 総務部 行財政改革推進局 財産管理課
○担当： 横井康裕
○電話番号： 0740(25)8112
○ファックス： 0740(25)8101